

第五十八回 参議院 地方行政委員会 會議録第九号

昭和四十三年四月九日(火曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

四月八日

補欠選任

仲原 善一君

平島 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長

津島 文治君

理事

船田 讓君

吉武 恵市君

鈴木 壽君

原田 立君

委員

高橋文五郎君

林田 正治君

平島 敏夫君

八木 一郎君

占部 秀男君

林 虎雄君

松澤 兼人君

國務大臣

赤澤 正道君

自治大臣

長野 士郎君

佐久間 暹君

山本 弘君

事務局側

鈴木 武君

説明員

自治省行政局公

務員部長 鎌田 要人君

本日の會議に付した案件

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(津島文治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○松澤兼人君 きょうは初めてこの参考資料をいただいたのですが、法案のあがるのがきょうであつて、どうにもならぬので、利用の方法も何も、初めに法案を出していただくときに、もっと詳しい、これにも関係資料がありますけれども、もっと詳しいやつを出していただきたかつたのです。まあ鈴木君からいろいろこの前質問がありましたので、御質疑になったのかもしれないけれども、これだけりっぱなものがあるから手に入つたならばまた質問のしかたもあると思ひますけれども、それで、いまいただいたばかりでその内容を私よく読んでおりませんで、この資料の中にあることを質問するかも知れませんけれども、これはもしそういう場合がありましたら、資料の何ページにこういうふう書いてありますからとひとつ御親切に御指示を願ひたいと思ひます。

第一に、基金関係の現状ということでありまして、これには収支計算というものが出ていないように私ちょっと見たのですけれども、各地方団体の負担金あるいは分担金と、それから支出済み、あるいは義務費といったような、ごく概略な御説明をいただけたらと思ひます。

○説明員(鎌田要人君) 基金の事業計画並びに予算の概要を資料としてお出しすればよかつたのだらうと思つてお出しすけれども、ちょっと御案内のとおり、この四十二年は年度中途から発足をいたしましたものでございまして、まだその収支の状況というものは明らかになつておらないわけでございます。——ちよつとなんでございましょうか、四十二年度予算の概要でよろしうございましょうか。

○松澤兼人君 まあ収支計算というよりなもの。○説明員(鎌田要人君) 四十二年の収支予算、ただいま資料を取り寄せておりますので、四十三年度の事業計画及び予算につきまして簡単に御説明申し上げます。

中身が普通補償経理分と特別補償経理分になっております。で、特別補償経理と申しますのは、御案内のとおり、東京都でございまして、あるいは川崎市でございまして、あるいは横浜市、あるいはさいたま市でございまして、あるいは、いわゆる休業補償というものを行政としておるわけでございます。それ以外の団体の場合でございまして、いわゆる、いわゆる休業にいたしまして給与を出してゐるものでございまして、休業補償を行なつておらない。この休業補償を行なつておる部分を特別補償経理分というところで別途に経理をいたしておるわけでございます。そこで、普通補償経理分について申し上げますと、四十三年度の予定損益計算書で申し上げますと、損失の合計が十八億九千九百七十五万円、それから利益の合計が十八億九千九百七十五万円、これでバランスをいたしておるわけでございますが、この十八億九千九百七十五万円の中で補償費が十六億六千五百万円を予定いたしております。この十六億六千五百万円の補償費の大半は療養補償費でございます。それから福祉施設費が六千八百八十九万円、これがいわゆる補償関係の経費でございます。福祉施設費と申しますのは、いわゆる補償を支給する

とか、あるいはその他のアフターケアの関係、あるいはリハビリテーションの関係の経費でございます。それから役員給与、これは理事長、理事、それに監事というものがおるわけでございますので、この給与といたしまして、報酬、手当を含まして千七百二十四万四千円、それから委員手当百二十六万八千円、それから職員給与でございますが、職員がそこ現在二十人ほどおるわけでございますが、職員給与二千四百八十八万円、これは基本給、諸手当を含めてでございます。それから事業運営費といたしまして一億二千九百九十九万九千円、これは需要費でございますとか旅費でございますとか、大きなものは、各都道府県と六大都市に支部を置いておりますので、その支部経費八千八百七十七万円余りでございまして、あとは減価償却費、創業費の償却、こういったものを組み込みまして総計で十八億九千九百七十五万円。それに対して、利益の部といたしましては、負担金が十八億六千三百八十七万円でございまして、これはいわゆる各地方団体が負担をする分でございます。それから利息、配当金を二千六百二十万円、それから賠償金、雑収入、こういったものをひくくるとして十八億九千九百七十五万円というものが利益の部にあつておるわけでございます。

それから特別補償経理の分でございますが、特別補償経理の分といたしましては、同じく予定損益計算書で申し上げますと、損失の部が一億六千九百七十六万円でございまして、先ほど申しました休業補償費、これがほとんど大部分でございますが、一億一千七百九十六万円余りでございまして、そのほかに、福祉施設に三千八百四十二万八千円。それから利益の部といたしましては、負担金一億六千七百七十九万九千九百九十九円、これは利益及び配当金、賠償金、こういったものでございまして、

大ざっぱに申しまして、四十三年度におきまして、普通補償経理が十八億余り、それから特別補償経理が一億七千万程度、こういった規模の経理内容に相なっておりますのでございます。

○松澤兼人君 四十三年度の決算はいづころでございませうか。それはまあ将来のことですけれども、四十三年は、まあ、まるまる一年事業をやったわけではないと思いますが、四十三年に比べて四十三年はどのくらい伸びておりますか。

○説明員(鎌田要人君) ちよつと私申し上げましたのが明確を欠いたかと思いますが、いま申し上げましたのは、四十三年度の予算でございます。四十三年度の資料、実ははなはだ手違いでございます。ここに手元に持ってきておりませんので、ただいま取り寄せております。大体四十三年度の実績にいたしまして、それを十二、一、二、三、四カ月分でございますから、三倍すればいいようなわけでございませうけれども、たとえば給与でございますというのと、給与のベースアップがございませう。それから人員の増がございませう。そういったことからいたしまして、四十三年度に対比いたしましたら、負担金収入の場合でございますと、一二％の増加を見込んでおります。特別補償経理分の負担金も同様でございます。大体大ざっぱに申しまして、これが基本になって予定損益計算書をつくっておりますので、大ざっぱに申しまして、一二％程度の伸びに相なっております、こういうふうに考えていただいて差しつかえないかと思ひます。

○松澤兼人君 四十二年、あるいは四十三年度——これは将来ですけれども、非常に大きな財産取得といったようなものは何もないんですか。あるいは、そういう厚生、療養施設をつくることかといったような大きな財産造成というふうなことは何も考えておられないんですか。

○説明員(鎌田要人君) まだまさに創業間もないときでございますので、もちろん事務所も、御案内かと存じますが、全国町村会の一部を間借りをしており、こういったような状態でございます。

て、いわゆる固定資産といたしましては、ほとんど見るに足るような大きなものは何も取得をいたしておりませんし、四十三年の計画においても、そういう計画はございません。

○松澤兼人君 これはまあ、きょう法案があがりますけれども、しかし、地方行政委員会における審議は将来も続くわけでありませうけれども、いまの四十三年の実績、まあ決算でなくてもよろしいですから、実績と、それからさらにもう一つ、今度支部の問題ですけれども、支部の経理の状況というものはどんなふうになっておりますか、それも説明していただき、十分に説明できない場合がありませう、書類にして提出していただき、収入あるいは支出の関係、ごく概略御説明願いたいと思ひます。場合によりましては、全体の計算でもよろしいし、あるいは代表的な府県あるいは指定市などにおける事例でもよろしいですが、何かございましたら、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(鎌田要人君) 各支部とも機構の状況につきましては、本日お配りいたしました資料の三ページ目に、各支部ごとの職員の配置状況がございませう。で前回行政局長から御説明を申し上げたわけでございますけれども、ちょうどこの三ページの表の「職員合計」という欄が、左から「区分」欄まで入れて六番目の、これが一応いわゆる補償事務に直接関係に關連いたしまして支部に配置をいたしております職員の数でございますが、その右の欄が主事、事務員の合計になっております。支部長、副支部長を除きまして主事から事務員までの欄になっております。その下に「カ」書きがついておられますのが、これが専従の職員ということになっておられます、これでごらんになっていただきますと明らかなように、人事課あるいは職員課の職員が支部の事務も実施しております、東京都をはじめといたしまして、そのほかの若干の県におきましては、専従職員というものを置いておる、こういう状態でありませう。これに對

しまして、本部から、先ほど申しました明年度におきまして、約八千万程度のものを各支部の経費として予算の配当をいたしておるわけでございます。

で、四十三年度におきましてこの支部の収支の状況、運営状況、基金の本部のほうでどの程度整理をいたしておるか、ちよつとまだ年度計画の途中でございますので、資料としてはつきり目に見えらるようなものはあるいは無理かと存じますが、この各支部ごととどういう予算の配賦方法をしておるか、こういう状況までの資料と申しますか、後刻提出させていただきますと思ひます。

○松澤兼人君 いまの表で、事務員合計という欄をずっと上からこう見ていきますと、東京のところにカッコして十四というのがあります。これが専任ということですか。その下に大阪の一、その上に京都の一、それから岡山の一、それから宮崎の二、これが専任であつて、あとはこの右側にあります、知事、市長、部局、主管課の職員が手伝っていくということなんですか。

○説明員(鎌田要人君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 そうしますと、災害補償に必要であるいわゆる経理上では損失のほうに、まあ支出になるわけですけれども、それは地方から請求があつて、請求があつたものを中央から支払いをするということであつて、地方支部においては、純粹に運営費というものが中央から来て、それが専任のものは専任、あるいは兼務のものは兼務というふうにして支払われるという形になっておるわけですか。

○説明員(鎌田要人君) 補償の経費の分は御案内のとおり、また、いま御指摘になりますように、本部が支払うわけでございます。で、支部運営の経費といたしまして配賦をいたしておりますのは、それぞれの支部におきまして、この職員の人員費の補助なり、あるいは印刷費なり、あるいは旅費なり、そういったいわゆる支部運営の経費の補助を一定の基準によつて配賦をいたしております。

す。その配賦の基準も基金の本部のほうで立てておるわけでございますので、その点もあわせて後刻御報告させていただきますと思ひます。

○松澤兼人君 いま補助とおっしゃいましたけれども、補助ということになると、そうすると、その支部自身の持つてゐる運営資金というものがあつて、そのほかに本部が補助するというようなことですか。補助ということとはどういうことなんでしょうか。

○説明員(鎌田要人君) 用語を誤りました。補助ではございません。配賦でございます。交付でございます。

○松澤兼人君 つまり、運営のために必要である金は本部から見ると、配分することなんですね。

○説明員(鎌田要人君) そのとおりでございます。

○松澤兼人君 それでは、自治大臣に報告の義務というものが十二条にありますけれども、これは報告義務というものは、個々の件に従つて報告をするのか、あるいは一括して報告をするのか、その辺のところは、「業務規程」、十二条。

○説明員(鎌田要人君) たとえば第十二条の規定によりまして、「基金は、業務規程を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを自治大臣に報告しなければならない」という規定がございませう。こういう個々の規定に基づきます報告事項というものがございまして、私もそれを受けておる、こういうことに相なっておりますわけでありませう。

○松澤兼人君 そうしますと、大臣の手元には基金の業務規程というものはもうすでに報告を受けているのだ、報告を受けた時点においてそれが発効するということ、大臣が業務規程をこう直しなさいというふうな事例は今までにありましたか。

○説明員(鎌田要人君) 特に昨年十二月発足の直前におきましては、自治省の公務員部の中に準備室を設けておりました、当時この法律の企画立案

に非常に苦勞をしてくれました参事官が室長という形でそのまま任命を受けて理事になった、こういったような関係もございまして、その業務規程につきましても、いわば省と基金の準備室というものが一緒になつてつくつたという形に相なつておるわけでありまして、また、今後におきましても、運用といたしましては、事前に十分協議を遂げながら、せつかくそういう規程ができたところへ、自治大臣のほうからまたいろいろとクレームがつくということではございまして、事前に十分調整をはかりながら運営をしてまいりたいと思つておる次第でございまして、したがって、いままでのところは、御指摘になつたようなことはございせん。

○松澤兼人君 二十条におきましても、やはり必要がある場合には「基金に対して、業務若しくは財産の」云々ということがありますが、これもただ法文上こうなつてゐるだけではないで、基金と自治省との間には絶えず接触があるから、あらためて報告をさせたり、また検査させるというようなことはなかつたということですか。

○説明員(鎌田要人君) そのとおりでございまして、ただ、お手元に提出していただきました資料等もそうでございまして、特に発足早々軌道に乗るまでの間は、臨時二十条の規定によるということではございまして、事実上の関係といたしまして、基金の運用状況について私も報告を受けておる、こういう状態でございまして。

○松澤兼人君 そういう法律の書き方としては、これは当然のことでもあるし、自治大臣が基金の状況、運営の状況などを知らなければならぬし、あるいは知ることができるといふ形になつてゐるけれども、実際には、基金と自治省というものはもう一体的なものであるから、特に自治大臣あるいは自治省として干渉あるいはまた命令というふうなことはいままでにやつたことがないといふふうには了解してよろしいと思つてゐますか。

○説明員(鎌田要人君) 一体的ということが気分の上でというふうにおとりいただければ、御指摘

のとおりだと思います。

○松澤兼人君 この十二条あたりから二十二条、二十三条というところ、非常に基金とそれから大臣というものが、それぞれの権限を持つて、お互いに独立した機関として、その関係は、い部長が言うように一体的なものでない形をとつてゐるのだけれども、実際上はもう何も命令を出す必要もなければ、わざわざ報告を求める必要もないし、指揮する必要もない、実情はそういうことになつてゐるというわけですか。

○説明員(鎌田要人君) まあ制度発足の当初でございまして、やはり適正な運営というものを頭に置きますというところ、やはり緊密な連絡協調のもとに運営してまいらなければならないという点も必要であらうと思つてゐるわけですが、第二十条の「自治大臣の権限」、これはやはり私も率直に申しまして、こういう形で報告をさせ、あるいは検査をするという事態というものがないことを実は期待をいたしておるわけではございまして、特にまだ制度発足後四ヶ月経過したばかりの時点では、この第二十条の規定というふうなものを使つて、ごくしやくやる、こういう段階ではないかということをお願い申し上げた次第でございまして、もとより、たとえば第十二条で業務規程を変更する、こういう法律の規定によりする当然の報告事項というものは、これは的確に随時行なわれてゐるということをお願い申し上げておきたいと思つてゐます。

○松澤兼人君 発足早々でありますから、内輪からあしきなさい、こうしなさいということ、あるいは基金のほうからどうしたらいいだらうかというふうな相談があるという、いわゆる一体的な気持ちでやつておられることはたいへんけっこうなことだと思つておられることも、当時のあつた法律を審議いたしましたときにも、いろいろ議論がありましたように、結局、地方でいままでやつていたことを中央あるいは自治省で取り上げて、そして自治省の息のかかった人たちが基金にいて、まあ自治省の意のままに基金というものを運営す

る、ただ、事業の対象なり、あるいは事業の内容なりというものは、これは政治的な判断でとやかく左右されるものであると考へませんけれども、ただ、しかし、基金をこしらへて、いままで地方でやつていたことを中央で取り上げ、しかも、まあ、ことばはいけませんけれども、いわゆる自治省と基金とは一体的な関係で、まあツールの関係ではつきりとしたけじめなしに、あいまもこのうちに、ああそうだとしようということの問題を解決していき、処理していくということ、この法案を制定し、あるいは審議した過程から考へてみて、やはりそこを分けるものは分け、やはりそういう立場から権限を持つてその運営をながめていくということではなければ、やはりあまり一体し過ぎていけませんかと思つてゐます。

○國務大臣(赤澤正道君) 御指摘のとおりでございまして、われわれとしましては、やっぱり高所に立つて全体をよく見る必要がありまして、自治大臣とこの地方団体との間は御指摘のような関係にとどめたいというふうな考へております。

○松澤兼人君 いままで地方がやつていて、さしたる不都合もなかつた、それを基金に移して、基金それ自身が運営するという形については、私たちがちょっと疑義がありましたから、もとの法律に對しましては反対の意思表示をしてきたわけなんですけれども、そういうけじめつくることはけじめつくて、あるいは、その愛情を持つて協力指導するということ、まあ、そういう法律的な権限の分割、あるいはまた、その上に理解ある指導というものをやつていかないと、あいまもこになる危険が生じてくるんじゃないか。まあ、これは災害に對して補償するといふ、純粹に技術的の申しますか、そこへ政治的な判断などは介入できない性質のものでございまして、それから、地方から相当大きな負担金、十八億ですか、負担金というものを集めて、そして地方にかつて基金がやるという

ことでありますから、よほどそのところは注意していただかないといけませんんじゃないかと思つてゐますが、もう一度その辺のところをはつきりさせていただきたいと思います。

○説明員(鎌田要人君) 私が、先ほどの一体的なものだといふ松澤先生のお話でございまして、精神的にと、気分的にとわざわざ申ししたのは、実はまさにそういうことを頭に置いて申し上げたわけではございまして、機構制度の運用という面については、もちろん一個の独立の機関でございまして、それに基づく厳正な適正な運用というものが行なわれるべきものであると思つてゐるわけではございまして、で、その点は、御注意の点を十分肝に銘じまして、運用に遺憾なきを期したいと思つた次第でございまして。

○松澤兼人君 この法律そのもののことばかり言つていて、まことに申しわけないんですけれども、まあ、しかし、今度の改正案自身は大きな問題でもないと思つてゐますので、まあ、もとの法律にこだわつて、まことに申しわけないですけれども、先般も鈴木委員から質問がございまして、常勤職員あるいは一般職の職員に對して適用があるもので、非常勤の職員に對しては別途考へるというところではありますが、この別途非常勤職員に對して適用法律をつくるということは、この中にたしかありましたけれども、これについてちょっと御説明いただけます。要綱的にちょっとお話しただけはけつこうです。

○説明員(鎌田要人君) お手元の資料の一九ページ以下がそれになつておるわけではございまして、縦書きになつておるわけではございまして、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(案)」という、いわゆる条例案でございまして、で、そこで前回議論になりました問題が二つあつたように思つてゐるわけではございまして、一つは、職員の範囲というものをどういふふうに限定しておるかということ、それからもう一つは、補償基礎額というものがいろいろまあ千差万別であり、あるいは零細な額ありということ、まあ、

どういう指導をいたしておるかという、この二点
が中心であったように記憶をいたしておるわけ
でございます。

そこで、まず、この条例全体の成り立ちでござ
いますけれども、これはまあ災害補償法、法律の
構成と同じ考え方に立ちまして、「総則」それか
ら「補償及び福祉施設」と、これがまあ本体規定
でございますが、それから第三章が「審査」、第
四章が「雑則」で、「報告、出頭等」、こうい
ったものをきめておるわけでございます。

そこで、まず、総則のところの職員の範囲で
ございますが、職員の範囲のところは第二条でござ
います。「この条例で「職員」とは、議会の議員、
委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査
会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、
非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職
員」ということでございまして、「(第一条に規定
する職員を除く。)」と申しますのは、常勤の非常
勤、いわゆる常勤の非常勤職員を除いておるわけ
でございます。「次の各号に掲げる者以外の者を
いう」ということで、一つは、この「労働者災
害補償保険法の適用を受ける者」、これはいわゆ
る失対の労働者でございます。それから二が船員
でございます。それから三と四は、いわゆる特別
法のある者でございます。いわゆる学校医、学
校歯科医、学校薬剤師と、それから非常勤の消
防、水防団員等でございます。これを除いた、か
つ、常勤の非常勤の職員を除いた非常勤の職員と
いうものが全部これに含まれる、こういうこと
でございます。

そこで、その補償の実施機関——実施機関はそ
れぞれのまあいわば任命権者ということになるわ
けでございますが、たとえば議会の議員さんの場
合でございますという、任命権者という関係は
ございませんで、こゝは、議会の議員の場合は
議長、それから「執行機関たる委員会の非常勤の
委員及び非常勤の監査委員」という場合には、知
事または市町村長、その他の職員の場合は任命権
者、これが実施機関になるのだという考え方でござ

います。

それから、この災害の認定、公務上、外の災害
の認定につきましては、第四条をもちまして、認
定委員会というものを設けさせたい。この「認定
委員会」は、委員五人をもって組織する。」という
ことにいたしたいと考えております。もちろん知
事、市町村長の委嘱にかかるともでございます。
それから「(補償基礎額)」でございますが、補
償基礎額といたしましては、これは議会の議員の
場合には、「議長が知事(市町村長)と協議して定
める額」、それから「執行機関たる委員会の非常
勤の監査委員」という場合は、「知事(市町村長)」
が定める額、「その報酬が日額で定められている
職員」、これにつきましては、「事故発生の日又は
診断によつて疾病が確定した日においてその者に
ついて定められていた報酬の額」で、問題は「そ
の報酬の額が著しく低額又は高額である場合は、
実施機関が知事(市町村長)と協議して別に定め
る額」ということにいたしております。それから
四番目は、「報酬が日額以外の方法によつて定め
られている職員又は報酬のない職員」、これは
実施機関がやはり知事と協議して定める額、これ
に関連をするわけでございますけれども、この条
例に関連をいたしまして通達を示しております。
して、この二九ページでございますが、二九ペー
ジのところの「職員の範囲」というものでござい
ます。二は補償基礎額、その(三)でございます
が、「報酬が日額で定められている職員について、
その額が著しく低額又は高額であるかどうかの判
断は、それぞれの地方公共団体の実情に応じてな
されるべきものであるが、著しく低額であること
の判断については労働者災害補償保険法において
は三八〇円を最低保障額としていることを参考と
し、著しく高額であることの判断については、三
役の給料の三〇分の一の額を一応の基準とするこ
とが考えられる。」、こういうものを示してお
るわけでございます。

あと、補償の種類、福祉施設等につきまして
は、法律の規定とはば同一内容でございます。

で、時間の関係で説明を省略させていただきます
と思ひます。

それから第三章、第十八条へ戻ってまいりまし
て、審査の規定を置いておるわけでございます。
これはやはり審査会というものを都道府県、市町
村単位に置いてまいり、こういうことでございま
して、審査会の委員は三人、こういうことにいた
しておるわけでございます。

簡単にございまして、条例準則並びに通達指導
の内容のあらましでございます。

○松澤兼人君 この条例がすでに議会の承認を得
て実施されている状況、あるいは実施しようとし
る状況はどんなですか。

○説明員(鎌田要人君) 次の三〇ページでござ
います。そこは前回口頭で御説明申し上げまし
たものを資料としてお示ししてございます。

○松澤兼人君 これはすべて制定済みでございま
す。それから市町村の場合は、一番下の欄のこの
カッコが市町村数でございますが、三千三百一市
町村のうちで三百九十二市町村というものが未制
定であり、残りの二千九百九市町村は制定済みで
あります。

それから、ついでにこの資料の御説明でござい
ますが、「公務災害補償に関する一部事務組合の
設置状況」というものがその次に書いてございま
す。設置済み、設置予定と書いてございます。設
置済みで全職員と書いてございますのは、議員と
非常勤職員を全部ひくるめて一部事務組合の対
象にいたしておりますのが、全職員と書いてござ
います。それからその欄で、たとえば青森でござ
いますと、市町村と、こう書いてございます。これ
は青森県下のオール市町村がその一つの一部事務
組合によつて議員並びに非常勤職員のすべての公
務災害補償の処理をやる、こういうことでござい
ます。それから、ちょっと下にまいりまして、新
潟県は町村と書いてございます。これは町村が一
部事務組合というものをつくつて処理をする、こ
ういうことでございます。

それから次に「認定審査委員会の共同設置」と

ございまして、先ほど申し上げました公務災害
の認定をいたしますこの認定委員会を各市町村ご
とにつくらないで、共同で設置をやる、あるいは
県に委託をする、こういうことも便宜考えられて
よいということを私も考えておるわけございま
すが、その処理状況でございます。

○松澤兼人君 それに関連するわけなんですけれ
ども、臨時職員に対しましては、この法律の適用
はどういうことになりますか。

○説明員(鎌田要人君) 臨時職員も法律の適用の
対象になるわけでございます。

○松澤兼人君 しかし、臨時職員というものは原
則として六カ月を限つてのものだと了解しており
ますけれども、そういう場合、基礎額の算定とい
うことはどういうことになりますか。

○説明員(鎌田要人君) 結局、報酬の日割り額と
いうことになるわけでございますが、その額が著
しく低額であるという場合には、先ほど読み上げ
ましたけれども、労災の最低保障額三百八十円と
いうものを目安にできる、こういう指導を私
どももいたしましてはいたしておるわけござい
ます。

○松澤兼人君 場合によりましては、これは町村
のことでございけれども、定員をふやさないとい
うことで、新規に採用する場合には、これは正規の職
員を採用する場合にも最初の間は臨時的な雇用にな
ると思ひますけれども、常勤、それから一般
職、そういう人は新規に採用しないという方針の
もとに、それでも手が足りない場合があるから、こ
ういふ場合は臨時で採用する、六カ月が来
れば切りかえる、そして一回は切りかえがでま
すけれども、一年以上は切りかえられないという
ことで、二、三日おいて、それからまた同じ人を
同じ職場に採用するとういうようなことが行なわれ
ておると聞いておりますけれども、そういう雇用の
のしかたというものは、これは望ましいことであ
るかどうか、その点いかがですか。

○説明員(鎌田要人君) 任用の基本的な問題でござ
います。で、まあ臨時職員というのは、文字ど

○説明員（鎌田要人君） どうも議論みたいなことになってちょっと恐縮でございますが、私が申し上げたかったのはそういうことで、たとえば蚕といふものはある程度ダウンをして、そのかわり、

たとえば、かんきつならかんきつというものの、あるいは果樹園芸というものに重点を置かなければならない、こういう場合に、そういう場合に、やはりある程度の合理的な配置転換というもの、が弾力的に行なわれないものだろうか、そういう気持ちもあるわけでございます。

○松澤兼人君 まあ、それはよろしいです。ただもう一つ、やはり臨時職員のことから関連するわけなんですけれども、町村などの定数とか定員とかいうものは、それぞれ条例で定めることになっているわけですが、これは一般職の職員と、それから臨時職員というものを区別して定数の中で書き上げるものか、あるいは職員の定数は幾らであるという中で、その中に一般職の普通の職員と、それから臨時の職員というものは区別しないのかまわらないのか、そこをひとつ。

○説明員(鎌田要人君) 臨時の職員につきましては、定数条例の定数の中には含んでおられないわけでございます。

○松澤兼人君 もし臨時の職員も含めて定数何人ということであれば、それは間違いですね。

○説明員(鎌田要人君) 地方自治法第七十二条の第三項の規定におきまして、「職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。」、こういうふうな明文がございます。したがって、間違いというところには相なるわけでございます。

○松澤兼人君 それで先ほど申しましたように、本来は緊急または臨時の仕事でなければ臨時職員を採用してはならないということになっているのに、臨時のほうで安上がりであるということ、最初から臨時で、しかも、二年あるいは三年にわたって他の一般職の、戸籍なら戸籍の他の一般職の職員と同じ仕事をやっている。こういうことは明らかに違法ですか。

○説明員(鎌田要人君) 雇用の形といたしましては、いま申しました法律的形式、法律的面といふことにつきましては、これは適法に行なわれて

おる。ただ、そういう形の雇用のしかたというのが、考え方としていいかどうかという点につきましては、先ほど私る申し上げたところでございます。これは大いに判断の余地があるだろう、こういうふうに思うわけでございます。

○松澤兼人君 本来同じ戸籍の仕事をする他の一般職の職員とやっている。本質は常勤の一般の職員の仕事なんです。それを経費の節減というところで、特に女子の職員ですけれども、それを臨時で採用して、一回はもちろん継続して、更改はしますけれども、二回目になりますと、一年以上になりますから、そこで二、三日の日をあげまして、また臨時で採用していく、そういうものが一般職の職員と同じ仕事をしており、かつ、先ほど申しましたように、それまで入れて定数というふうに勘定しているという、そういう町村があるとすれば、それは間違いであるというふうに言って差しつかえないではないかと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) お話のような場合でございますと、定数に入っておりますものは、いわゆる常勤の職員がたてまえてございます。常勤の職員の従事する仕事は、経常的と申しますか、行政の経常的に業務のあるものは常勤職員が当たるというものが、私はたてまえたろうと思ひます。したがって、御指摘のような場合に、臨時にそういう仕事が一時的に増加するということになる場合がありますと、あるいはまた、本人自体にそういう何か事情がありまして、そういうことがあるとかいふことで、臨時とか非常勤ということが起こり得るということもあるかもしれません、それを定数の中の職員として考えていくということ、いまの地方自治法なり地方公務員法なんかの考え方に、そのところが多少矛盾しておると申しますか、合致していない扱いになっているというところになるかと思ひます。

○松澤兼人君 もちろん、町村長としましては、一回は臨時を更改する、それから二回目以上はいけない、一年以上はいけないということであるか

ら、そこで二、三日間を置いて、一度期限が来たらやめなさい、しかし、まあ一週間したらまた臨時で採用するから――形の上からいえば少しも法律違反にはなっていない。しかし、実質的にいえば、それはもうずっと継続して一般職の常勤の職員と同じ仕事をやっている。それが二年も続いているとすれば、その人事管理というものはおかしいと思うんですけれども、局長はいまそういうことはあまりよくないようなことをおっしゃったけれども、はつきりいって、それを定数の中に数えるというところは、明らかにこれは法律違反だと言ひ切れませんか。

○政府委員(長野士郎君) その定数の中に数えるというものが、どういうことになっているのかかわりませんけれども、予算定数内の職員でないことは明らかでありますから、定数の中へ数えるということはできないはずでございます。

それから、その臨時職員につきましては、むしろ戦後に地方団体全般として非常に多かったわけでございます。昭和三十年代の初めに――いまから約十年くらい前でございますが、臨時問題というものが非常に問題になりました、そうして、その当時から、自治省としましては、臨時の定数繰り入れといひますか、そういうことで臨時という形で、実質上常勤、一般の常勤の職員と同じような勤務の実態であるものを、非常勤という形でいつまでも引っぱっておくというやり方は正規のやり方でない、したがって、そういう職員の実態から考えて、臨時職員の定数化というものを、方針を立てまして非常に進めてまいった過去の経緯がございます。それは臨時職員といふものは定数の外にあって、非常に不安定な形でありまして、そういうものを定数に繰り入れることによつて安定した身分を取寄せるといふことと同時に、そこでほんとうの臨時と、それから常勤職員の実質を持つている職員が形の上で臨時扱いをしておつたものと、これを振り分けまして、それを正常化したというふうに考えているわけでございます。したがって、いまのようなお話の場合でございまして、ちょうど十年前に返つた話を伺つていろいろな感じがいたすわけでございますが、そういうことが人事管理上正常な形かということになりますと、いま申し上げたような場合に該当するとすれば、これは正常な扱いとは申し上げられないと思ひます。

○松澤兼人君 私も臨時の本雇い転入ということ、を記憶しておりますけれども、一時その問題は解決したかに見えていたんでありますけれども、非常にこのごろ町村議会とか、あるいは町村長とか、公務員の給与が高いたか、割合が大きくなつたとかいふようなことを言われる、住民からも言われるものから、なるべく一般職の職員の欠員を生じた場合に、これを補充しないで臨時職員をもつてそれに充當しているということがばつばついなかのほうを回らして見たり聞いたりしているわけなんです。これもやはりいまのうちに正當に戻しておかなければいけないと思ひます。この問題は女子職員の問題と関連してまいりました、そうして女子職員は採用するときから、結婚したらもうやめてくださいといふようなことを耳打ち的に町村長から言われて、結婚するときはもうやめなければならぬと、こういうような期限つきといふか、結婚退職といふことを前提としてでなければ採用してもらえないと――これは法律じゃないですよ、条例でもないのですけれども、実態はそういう口約束がなければ臨時でも採用しないといふことがばつばつ出ているように思ひます。あまり定員とか給与とかいふものを縮めてまいりました、住民がそれに対していろいろと言ひ出します、そういう形の人事ということが行なわれて、いわゆる公務員法などに書いてあるような適正な人事管理が行なわれないという結果になることを非常におそれているわけなんです。その前の臨時の場合もそうですけれども、新しい意味の臨時の取り扱いといふことは、新しい問題として考えていただきたいと思います。

また、もしも定年制の問題が出てまいりましたら、やはりそのことで議論したいと思ひますが、

きようはこれでやめておきます。

○説明員(鎌田要人君) ちよつと四十二年度の予算が手元に届きましたので……。

○松澤兼人君 予算……。

○説明員(鎌田要人君) 決算はまだ締めておりませんので……四十二年度は四カ月分、損失が五億五千三百万円、利益の部が同じく五億五千三百万円。したがって、単純にこれを三倍すればいいわけですが、これを三倍しました場合の数字と比較をいたしますと、大体やはり先ほど申し上げましたこの負担金の伸びを見ました率とはほぼ同じで、一四、五%の伸びということに相なっております。

○委員(津島文治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時二十二分開会

○委員(津島文治君) 地方行政委員会を再開いたします。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○原田立君 今回の、一部を改正する法律案は、労働基準法及び労災保険の障害補償にかかる等級表が改正されることにより、公務員もそれとの均衡をはかるためと理由で今回変えるようでありますけれども、もう少し具体的に説明してもらいたいと思ふんですが。

○説明員(鎌田要人君) お答えいたします。

現在、地方公務員の災害補償法の身体障害の等級区分のうち、この精神並びに神経系統のものが現在の姿でございまして、このことを最初に申し上げたほうがいいのではないかと申すわけですが、まず、この精神障害のほうから申し上げますという、精神に著しい障害を残し、

常に介護を要する、常にだれか付いてやっておらなければいかぬ、これが第一級。前後いたしました

が、最初の等級は十四級。これは国家公務員も地方公務員も同様でございますが、十四級になつておりまして、一級から七級までは年金を出す、八級から十四級までは一時金と、こういう構成になつておるわけでございますが、その中で、精神障害について申し上げますと、ただいま申し上げた精神に著しい障害があつて常にだれか付き添つてやらなさいかぬ、これが一番ひどいとい

申しますか、重いものでございまして、第一級は、年金額は平均給与日額の二百四十日分でございますが、これが第一級。それからその次が、精神に著しい障害を残し、終身勤務に服することができないもの。身のまわりのことは自分で処理することができず、身のまわりのことは、このい

わゆる労働といふものについては、これはとも一本立ちでできない。これをまあ第三級といふことにいたしました。これをまあ第三級といふことになつておるわけでございます

。それから程度が軽くなりまして、精神に障害を残しておる、で、軽易な労働以外の勤務に服することができない、軽易な労働に服することとができる、これが第七級。年金百日分、こういうことになつておるわけでございます。また、神経系統障害の場合でございますと、半身不随の場合が第一級。先ほどの精神障害の第一級と同じでございます。二百四十日分の年金。それから神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労働以外の勤務に服することができない。先ほどの精神障害の第七級と同じでございますが、これ

も同じく年金百日分。そのほか、神経系統障害といたしましては、局部にがんこな神経症状を残しておる、結局、外見で神経症状といふものが識別できる、こういうものが第十二級といふことで百四十日分の一時金でございます。それから局部に神経症状を残すもの、これが第十四級で五十日分、こういう構成に相なつておるわけでございます

。で、先ほど御指摘の労働基準法あるいは労災法の改正に伴います改正と申しますのは、昨年の十二月でございましたが、例のむち打ち症によりする障害といふものを一つ加える、これは労災のほうの別表でございますが、それからもう一つは、例の一酸化炭素中毒に伴いますところの精神障害、これを同じく加えるという改正が行なわれまして、ちょうど今般御審議をお願いいたして

おりますこの別表の九級のところの十三号、十四号、これと同じ趣旨の改正といふものが労働基準法、労災法の改正において行なわれたわけでございます。で、この自動車事故によりするむち打ち症といふもの、これは公務員の場合も同様でございます。あるいはまた、一酸化炭素中毒とい

うものも、これも同じくあり得るわけでございますので、この二つを災害の類型の中に加える、こういう改正を行なう必要があつたわけでございます

。○原田立君 そうすると、労働基準法及び労災保険のほうで二項目加えられたので、地方公務員のほうも二項目いづゆる機械的に挿入したんだと、

こういうことですか。○説明員(鎌田要人君) この労災法の改正に伴いまして、国家公務員、地方公務員、こういった公務災害についても同趣旨の改正を行なう、こういうことでございます。

○原田立君 そうしますと、今度の新しい改正事項を入れることによって、その分だけいづゆる優遇された、処置されたといふことで、ほかのほうは一切関係はないといふことですか。

○説明員(鎌田要人君) まあ新しく入れたといふことのほうに解釈をしたほうがいいのか、あるいは、この附則の御案内のとおり「備考」といふのがございまして、「各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。」といふ条文があるわけでございます。したがって、あるいは、この備考六の表現の中で包み込むと申しますか、というものを明確にした、こうい

う趣旨もあわせてあるかというふうに私ども理解をいたしておるわけでございます。

○原田立君 伝え聞くとところによると、今回の改正は、交通事故が非常に多発してきた、その災害が非常に多いといふので、それを救済する意味で今回つくつたというふうにお聞きしているのですが、いまのお話の中で、何かほかにも原因があるようなこともお話だつたけれども、もう一べんその点お願いしたい。

○説明員(鎌田要人君) 発生的にと申しますか、申しますのは、やはり御指摘になりましたように、むち打ち症の増加ということもございまして、うし、それからCO中毒といふのですか、一酸化炭素中毒、こういったものが発生的にはきつかけであつたらう、こういうふうに思ふわけでございます。

○原田立君 今回新しく九級の中に十三、十四を挿入したのですけれども、これは挿入されない以前の取り扱いはどういふふうになつていたのか、その点はどうですか。

○説明員(鎌田要人君) 実は率直に申しまして、改正後の十三号、十四号に当たりそうなる事故といふのは、地方公務員の公務災害におきましては、過去において出ておらないわけでございます。ただ一件、昨年の十二月でございましたが、前回の当委員会でも局長から申し上げましたけれども、北海道で保健所の職員が交通事故にあひまして、脳底骨折いたしました。それが、その方が治療された後にこういう症状が残ればこれに該当をするといふことに相なるかと思ひます。

○原田立君 俗に普通のむち打ち症、たいへんこのごろ車が多くなつてこの対策といふことが非常に強く叫ばれておるわけですが、公務員のほうは、地方公務員のほうは、いまのお話ですと、過去に一件しかないといふのですけれども、そんなに少ないのですか、ほんとうに。

○説明員(鎌田要人君) ちよつと私、不完全な御答弁をいたして申しわけございません。去年の十二月この公務員制度の新しい補償制度が発足して

然であり、実際にも細目を定めることは困難であるので、原則としてそれらの諸症状を総合的に判断して障害等級を決定すべきである。また、その認定に当つては、精神科、神経科、神経外科等の専門の医師の診断が必要であり、これらの総合知見を要する場合が多い。」、こういうふうに述べておるわけであります。したがって、結論的には、まさに御指摘のような十三号、十四号両方に当たる、こういう場合が多いのじゃないだろうかと思ふのでございます。

によつては、もつと下のほうの十二級というところであつて、無理されるものもあるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○説明員(鎌田要人君) まさに御指摘のとおりでございます。九級に該当するものであり、あるいは軽いものでございますと、十二級、十四級というものもある、こういうことに相なるわけでございます。

○鈴木壽君 それからいま一つ、いまの点はなかなかわれわれしろうとがどうのこうのと言つても、これはわかりませんけれども、いまの御説明、あなた方も専門家にお聞きしたやつをいまいちやつておるんだらうと思いますが、それは一応それとしまして、いま一つ、むち打ち症と診断された、あるいはＣＯ中毒だと、こういうふうな診断が出た場合にです、ね、その場合、全部十三、十四にいくわけではなくて、症状の程度その他によつて、同じむち打ち症と言われるものであつても、あるいはＣＯ中毒と言われるものであつても、中には、先ほど原田さんからも御指摘があつたように、第七級のほうの三、四に該当して、そちらのほうで処理をする、中には第十二級の十二あたりでやるというようなこともあるのではないかと思うのですが、ただ、この法案についての御説明を

○鈴木壽君　これは皆さんそういうおつもりではなかったのだろうと思いますが、私はさつきちょっと申し上げましたように、今度新たにむち打ち症なりＣＯ中毒のそれを適用するのだというようなことがこの法案の改正のねらいとして、こう言われておったような、私はそういうふうに聞いたような気持ちを持っていますものですから、だとすると、いま私が申し上げたような疑点も出てきますしするので、関連して聞いたのですが、わかりました。いままで取り扱っておらなかったわけでもない、実際は。しかし、また取り扱ってはあったけれども、いままではあまりむち打ち症なんか問題になっておらなかったのですが、それをひとつはつきりここでこう打ち出した。しかし、症状の程度によっては、従来からある七級なり他の級において取り扱うこともあるのだと、こういうふうに理解して間違いないと思います、よろしゅうございませうね。

聞いておった場合に、今度新たなむち打ち症、CO中毒患者のそれが入ったのだという、こういうふうなものが全部この十三、十四に含まれて、こ

○説明員（鎌田要人君） そのとおりでございます。前回局長が補足説明で申し上げましたのも、そういう趣旨で申し上げたと思います。

こでの処理になるというふうに考えられますもの
ですから、したがって、原田さんが聞いたよ
うに、九級のほうの適用が、もし法改正なかりせ
ば七級でやられたようなことが今度ここへダウン
したかどうかでここでやられてしまうのじゃない
かという心配も出ると思うのですが、そこらあた
りどうです。もう一度申し上げますと、同じむち
打ち症なりＣＯ中毒等の診断といいますが、こ
ういうものだとしても、その症状の程度によつて
は七級のほうでということもあると思うし、場合

○**原田立君** 實際適用されるときにはそんな間違いは起きないだろうと思いますけれども、このいま提案されている法律の中で、私たち見て、ちょっとむずかしいんじゃないかと、こう思うのは、精神または神経系統の機能に障害を残し——これははっきりしていることですけれども「服することができる労務が相当な程度に制限される」ことになる場合、「相当な程度」という、そのところが私見て幅が非常に広いような解釈をするのでありますけれども、この「相当な程度」とは、ど

の程度をさすのか、その点はいかがですか。

○説明員(鎌田要人君) 「相当な程度」と申しますのは、具体的に非常に認定がむずかしいだろうという点では、私どももそういう感じがいたすすわけでございます。ただ一般的に申しますというと、先ほど申し上げました十四級の障害等級表を大ざっぱに分類いたしましたして、一級から三級が重度だ、それから四級から七等級までが中等度だ、この重度、中等度は年金だ。それから八級から十四級までがいわゆる軽度だ、こういうふうに一応の分類をいたしておるわけでございますが、その場合に、中等度以上と軽度、これを分類するマル

程度なら、これは十分できる。ところが、一日ぶつ通しでずつと長距離なんか乗るのは非常に危険だというようなもの出てくるわけですね。だから、どこいら辺のところでその線を引くばるかと云うことによって、こういうような表現でやっている、今後いろいろなあつれきが生じるおそれがあるんじゃないか。いま部長も、まだはっきりしないけれどもということを冒頭に置いての説明ですから、もとはがはっきりしないんだから、末のほうへいつたらよけいわからなくなっちゃってごちやごちやする、そういうおそれはないですか。

クマーといたしましては、一般的には、いわゆる通常の労働というものが、平均人としての労働というものが基本的に可能かどうかということがものさしになるわけでございます。そこで、相当程度の労働というものができないというその相当程度というものは、一体どの程度あればいいのだ、これもまた職種によって千差万別でございますが、大ざっぱに言って、大体半分程度以上制限をされるというものををもって相当程度という判断をいたしておるようでございます。まあ一般的にわかりやすい例では、たとえば自動車の運転手が災害によって運転業務につけなくなった、こういうった場合、やはり相当程度制限せられるといういわゆる典型的な例である、その人間がそれま

○説明員(鎌田要人君) 結局、個々のケース・バイ・ケースで判断をせざるを得ないだろうと思うわけでございますが、一般的な考え方といたしましては、いま原田先生お取り上げになりましたような例で、せいぜい十分か十五分なら運転ができるけれども、通常のたとえは勤務時間、こういったものの勤務にたえないという状態になれば、これはやはり九級というところで処理する。もちろん、ほかのいろいろな要素というものがあるだろうと思いますが、簡単に割り切りますと、やはりそういうところではないかというふうに思うわけでございます。で、結局、どこまでいっても抽象的なプリンシプルになるわけでございますけれども、大体の障害の判定基準といたしましては、先ほど

で従事しておった労務というものに服すること、が
できないようになった、こういうものををもって一
般的な徴表にしているようでございます。ただ、
具体的な判定ということになりますというのと、先
ほど申しましたような、やはり専門医家の総合知
見というものがそこになければならないだろうと
思うわけでございます。

○原田立君 いまの部長のお答えでも、まだ「相
当な程度」というのがよくはつきりのみ込めな
い。いま自動車の例が出ましたから、これはごく
簡単なしろうと考虑で申し上げるなら、たとえば
自動車の運転手が、ほんの十分や十五分ぐらいの
短いところを運転して、ずっと行って帰ってくる

も申し上げましたように、一番ひどいのが身のまわりのことも一切できない。その次が、身のまわりはできるが労働ができない。その次は、身のまわりもできるし労働もできるけれども、軽労働しかできない。それからそのもう一つ先にまいりますというと、通常の労働というものはできるけれども、その労働できる範囲というものが非常に限定されておるのだ。こういうふうに感じとしては、何か一定の間隔を置いて系列に入るような感じがするわけでありますけれども、具体的な認定ということになりますという点、先ほどの精神科医あるいは神経科医、こういった方々の判断によって、ある程度やはり例を積み重ねていく、

ケースを積み重ねていって、一定のルールができ上がっていく、こういうことにならざるを得ないのではないかと、こういうふうに考えております。

○原田立君 いまのお話ですと、医師の診断ということになるのですけれども、その医師の診断で、二人の医師を使っておる、自分がいままでもかかっておった医師、それがAとすれば、役所のほうで、いやそうじゃない、こっちのほうの医師にかかれと、役所の指定したほうにかかった、それがBの医師。AとBの医師の意見が一致すれば、かつこうな話だと思えますけれども、もしそれが差異を生じたような場合、ただ抽象的に医師の診断、意見等を持つてというの、何か問題が起きるといふように私、どうも思えるのですけれども、その点はどうか。

○説明員(鎌田要人君) 支部単位で審査会がございます。この審査会の委員を見てみますと、いふと、たとえば、これは岡山県の場合でございますが、岡山県では、委員三人の方のうち一人を弁護士、もう一人の方を国立の岡山病院長、もう一人の方を岡山労働基準局の労働保険の審査官の方をあてておる、大体こういう構成が全国的にとられるものとわれわれ考えておるわけでございします。それから、もちろん参事は、先ほど申しましたように、職員代表の方が半数は入っておるわけでありまして、そこで、具体的なケースの場合に、公務障害の認定というところでございしますれば、事実上、これらの委員の方々の意見も聞く、こういうことがございします。また、実施の当初でありますという、基金の本部のほうの運営審議会の委員、あるいは本部の審査会の委員の方々に、それぞれ専門家をお願いしてございします。そういう方々の御意見も伺いながら、ケース・バイ・ケースで慎重に判定をくだしていきたい、こういうふうに考えておる次第でございします。

○原田立君 そうすると、Aの医師、Bの医師の意見が多少違つていても、その審査会に所属しているお医者さんの意見を第一として取り上げてやうていくのだと、こういうことでよろしいのですか。

か。

○説明員(鎌田要人君) 個々のお医者さんの意見が違ひまして、当然七級あるいは九級であるべかりしものがさらに下のクラスに当てはめられたと、こういった場合でございしますと、法律上当然の権利として審査会に審査の請求をすることができるとございします。で、実際、そういう段階になるまでの間に、事実問題として審査会の委員のそういう医家の方々の御意見を伺う機会もあるであろう、それから、先ほど申しました、本部のほうもそういう専門家の方を置いてございしますので、そういった方々の知見というものを伺いながら判定をするということ、そういう御心配はないのではないかと、このことを申し上げておるわけでございします。

○原田立君 御心配はないということなんだけれども、それは確かでしょうね。というのは、何も私はここで一つの事例があつてそれで申し上げるというのではないに、その「相当な程度」といふ、まあ私にしてみればあいまいな表現ですね。そういうようなことがあるから、今後そういうような混乱が生じては相ならない、そのために、もっとはっきりしなければいけないんじゃないかという私意見なんです。じゃ、もう少し具体的にお伺いするとすれば、七級の場合には「軽易な業務以外の業務に服することができないもの」と、こういうことになっていきますね、「軽易な業務以外の業務に服することができない」と。今度はこっちのほうは「相当な程度に制限される」と、こうなると、何か文章の表現からいっても、九級の「相当な程度に制限されるもの」というほうが重いような感じがするんですよ。したがって、ここでお伺いしたいのは、七級のいわゆる相当な制限をされるもの、九級の相当な制限をされるもの、十級の相当な制限をされるもの、具体的にどのようになつていくのですか。

○説明員(鎌田要人君) 非常に私自身がもうしうりやうでございしますので、私がしうりやうながらわかやうやすい感じがいたしますのは、いわゆる外傷性

てんかんという場合でございします。てんかんの場合で申しますと、十分な治療にかかわらず一カ月以内に一べん発作が起ることというのは七級、それから投薬を継続する限りにおいては数カ月に一回程度、もしくは完全に発作を抑制し得る場合、これがまあ九級、こういうことで、ある程度非常に、何といひますか、数量的に一カ月に発作が一べん出たり七級だと、数カ月に一べん出たり九級だと、こういうふうにはつきりしたもののさしつけやうなもの、それから、たとえば中枢神経系の障害のようございしますと、ある程度そういう経験則的なものでございしますけれども、中等度の神経障害のために精神及び身体労働能力は一級平均人以下に明らかに低下したというものは、これは七級だ。今度は、一般的な労働能力は残存しているけれども、自発性がなく、自発性が減退している、あるいは記憶力障害がある。こういったために社会生活上その就労可能な職種の範囲に相当程度の制限がある、これが九級だと、この辺になつてまいりますと、先ほどから私が申し上げております自動車の運転手の場合あたりですと、非常にこうびたつといふのかも申しませんけれども、職種によりましては非常に判断のむづかしいところが出てくるだろうと、これはやはりそういう専門家の総合知見ということに待たざるを得ないんじゃないかという気がするわけでございします。

○原田立君 医師の意見の相違の場合とか、あるいは本人の申し出が医師の判断と違ふとか、あるいは医者同士の意見の違ひとか、大体三つとありやうに考えられると思うんですけれども、そういうような場合、審査会にかけて判定するんだと、不服のある場合には行政不服審査法が適用されると、支部の段階から本部へ行つて本部で決定されれば最終で終わりますと、こういうことのようにすれば、最終に、等級の決定についてどういうような本部のところで持ち込んでさうして最終決定したという事柄でございしますか。

○説明員(鎌田要人君) 御案内のとおり、昨年の十二月発足したばかりでございしますので、まだ本部の審査会まで上がつてきたという例は一件もございしません。

○原田立君 支部の段階はどうですか。

○説明員(鎌田要人君) 支部の段階におきまして、審査請求があつたという事例は、現在までのところ、私ども聞いておりません。

○原田立君 この資料の一番おもしろいところに抜粋で出してもらつておるわけですが、(精神障害及び神経系統の機能障害の部分のみ抜粋)というのがありますが、このきめ方ですと、非常に、ごく簡単にできているわけですから、実際にはこれ以外にもつとこまかなですね、こういうふうな場合にはこうだというふうな規程等はおありだろうと思ひますが、その点どうですか。

○説明員(鎌田要人君) これはいままでの例でございしますと、労災なりあるいは国家公務員の公務災害なり、こういった例を参考にしながら、それぞれの団体が昨年の十一月までは実施をしてまいつたわけでございします。労災保険の適用のあるもの、船員保険の適用のあるもの、それぞれ個別の適用のあるもの以外のものは労働基準法の適用を受けるわけでございします。それで運用してまいつたわけでございします。昨年の十二月から新制度に切りかわつたわけでございします、それぞれの個々の等級の認定基準というものが、いままでは、したがって、過去の事例、経験の集積というものに実はゆだねておるわけでございまして、私どものほうでこの適用基準についての通達指導というものは行なつたことはございしません。

○原田立君 そうすると、各団体においてきめられていふのであつてというふうな意味にお伺いするんですけれども、それは各団体においていままでの事例等を参考にしてやる、そういう何か一定したような基準というものはそれはつくつてあるわけですか。

と、地方公務員の場合でございますと、労災に行くものあり、船員保険に行くものあり、それから基準法で行くものありと、こうあったわけでございます。そういう制度のまま過去二十五、六年やってまいったわけでございますので、おのずからその間に経験の集積がある、こういうことでございます。ただ、今度のこの一三号、一四号というものになりますと、先ほどの認定というお尋ねがございまして、個々の認定というものについて問題を生ずるおそれがございますので、これは国家公務員の例、あるいは労災保険の例といったようなものを総合加味いたしまして私どものほうで通達指導を行ないたいと思っております次第でございます。

○原田立君　そうすると、その処理要領みたいなものを、国家公務員のほうも、船員のほうも、はたまた今回の地方公務員のほうもつくって通達するということですね。

○説明員(鎌田要人君)　そういうことでござい

す。○原田立君　それでですね、これもあるかないか、それはわからないことなんですけれども、非常にその認定の複雑なもの、困るもの、要するに、適用外のような、七級に持っていくか、九級に持っていくか非常に認定のむずかしいもの、こういうようなものがあると思うんです。先ほどからのお話の中にもありましたように、七級の場合には年金であるし、八級以下は一時金であるし、そうすると、同じような傷を受けた人が年金と一時金で片づけられるのでは大きな問題だと思

うのです。この点は、それで非常に認定がむずかしいような場合ですね、そういうようなものが出た場合、それを受け入れる体制というのですかね、十分それを論議していく体制というのですか、率直に意見を聞いてやる体制とでもいいですか、そういうようなものは、これは審査会があるからいいじゃないかということになるんだらうと思

いますけれども、もっと深い意味で審査会の基本態度というようにもなってくるんだらう

と思ひますけれども、そういう点どうですか。

○説明員(鎌田要人君)　御指摘のとおり、本部の審査会あるいは支部の審査会、それぞれ専門家の方を置いてやるわけでございますので、随時そういう方々の御意見も伺いたいと思ひます。ほかに、本部に専門委員というものを設けることにいたしております。先ほど概数だけ申し上げました四十三年度の事業計画の中に、専門委員を五人お

願いをするという計画を立てておるわけでございます。この専門委員の方々に、やはりそういう事例が起りましたと、あるいはあらかじめこの意見を伺う、こういうことも基金のほうで計画をいたしておるようでございますし、私どものほうも、そういう計画非常にけっこうだと思ひますので、さらに促進をしてみたい、そういう形で各支部から上がってくる問題というものを受け入れるようにしてやりたいと思ひ次第でございます。

○原田立君　話がちょっともとに戻るのですけれども、処理要領ですね、それを国家公務員のほう、あるいは船員のほうを参照してやっていくということだったんですけれども、それはもう手がつけられておるのですか。

○説明員(鎌田要人君)　下書きはいたしております。下書きはいたしておりますが、なお、いまのすでに発足をいたしておりますが、なほ、いまのいは同じく発足いたしました国家公務員の例、こういういったもので私どもは学ばべき知恵の点があればこれも取り入れた、こういうふうな考えておる次第でございます。

○原田立君　どうも私それ納得しがたいのですけれども、というの、今度の三井のCO患者の出たときも、取り扱ひの等級について非常に故意に低く押えられたためにいへん泣いたという、そういう意見をたくさん聞いたことがある。それで、やはり何らかのこういう対策を講じるときには万全を期するともいいますか、こういう事例はこうだと、こういうことはこうだというように

ことが最初からはつきりとしてなければまずいと思ひます。その事件が起きて、たまたまこれはないじゃないか、これはもう一べんこういう点を挿入しなければならぬというふうな、いわゆる、失礼な言い方ですけれども、どんなわ式であつてはならないと。そこで処理要領——私なりの表現ですけれども——処理要領とでも言うんですか、資格を決定するときの調査資料とでも言うんですか、基準とでも言うんですか、そういうものはもっと詳細でなければならぬはずだと、そういうのがいまできておるのかどうか、それはまだどこで責任持つてつくられておるのか、こういう点を聞きたいと思ひます。

○説明員(鎌田要人君)　私どものほうで現在考えておりますのは、先ほどから議論になつております「相当程度」の認定の問題、あるいはそのもの一つ前の問題点といたしましては、精神障害の態様あるいは神経系統の障害の態様といったものから始まるのでございまして、そういうものを中心にして、現実基金につきましても補償課で補償の実務をやっております。そういった実務家の経験も聞きながら通達……運営指導要領というふうなものをつくつてまいりたいというふうに考えておるわけなんです。

○原田立君　そうするとまだ、じゃあ、素案だけで正式にはまだきめてないというふうに理解していいんですか。

○説明員(鎌田要人君)　そういうことでござい

ます。○原田立君　何か判定基準を労働省のほうでつくつておるというふうな話を聞いたんですけれども、これはどうなんですか。

○説明員(鎌田要人君)　労働省で去年の十一月十六日付で、基準局長名で各都道府県の基準局長あてに、「精神及び神経の障害に関する障害等級認定基準について」というのを出しておられます。こういうものも十分にそしやくをして私どものほうの運営要領の中に折り込んでまいりたいと考えておるわけでございます。

○原田立君　いつごろできるんだ、答えがいつ

も半分しか答えてない。

○説明員(鎌田要人君)　法案成立と同時に実施をいたしたい、成案も得たいというふうに考えております。

○原田立君　じゃ相当練られておるわけですね。じゃ困ったもんだな。「相当な程度」がはっきりしないものだからそれだけひつかつておるんです。そういう心配がないんだというふうなのが何か参考資料等出されるなら、安心して賛成してもかまわないんだが、私も基本的にはこの法律を反対だという気持ちはない、賛成したいと思つておるんです。だけれども、運用のしかたによつて不当に格づけされた、悪いことばですけれども、圧迫されたというふうなことがあつちやならないということが一つの焦点なんだ。そこが安心して、なるほどこれでけっこうなんだというふうにさしてもらへば、私幾らでも、もう質問やめ

たつてかまわない、そういう気持ちでいるんです。ですから、どうもいままでのお答えでははつきりしないし、いまだ、何かだぶ素案が練られておるということですから、それは当委員会資料として出してもらえますか。

○説明員(鎌田要人君)　この、素案の段階でございますので、もう少し時間の余裕をいただきたいと思ひますが、実は労働省のほうで

お出しになっております基準、これも実はそう明快、快刀乱麻を断つような基準でもないわけでございます。まして、やはり最後のところは、先ほど申し上げましたように、具体的には総合的な症状を総合判断して、もろもろの専門家が集まつて判断して、こういうことが実は結びについているわけ

でございます。その他、事実認定というものがやっぱり、きれいに一本でこうというメーソル、ものさしみたいなわけにはいかぬだらうと思ひわけ

でございます。これを私の台本にしながら、どの程度だいまの先生の御指摘のような点を明確化できるかという勉強をいたしたい、努力をいたしたいと思ひわけでございます。ただ、この具体的な「相当程度制限」という認定につきま

しては、これは私も先ほど来るの御答弁申し上げたわけですが、最後は、やはりこういう問題、すべてケース・バイ・ケースの認定問題になるだろうと思います。その認定にあたりましては、私も、先ほど申し上げましたような専門委員あるいは支部、本部の審査会の委員、こういった専門知識を総動員いたしまして、権利の保護の万全にはつとめてまいりたい。これは責任を持って私も努力をいたしたいと思う次第でございます。

○原田立君 ここでもちょっと資料を、先ほどもらった中で五ページのところですけれども、発生件数が六千二百九十九件で死者が四十二名で、受理件数が死者二十八名で発生件数が四千九百四十四件である、差がだいぶ開いているんですけれども、この差の開いているのは公務でないものがあったと、こう理解していいんですか。

○説明員(鎌田要人君) 発生件数と受理件数の差は、これはいわゆる災害が発生いたしますという、届け出請求主義をとっておりますので、この請求が来るまでまだおくれておるといふ、その差でございます。

○原田立君 そうですか。そうすると、受理がおくれている、すなわち届け出がはかっているということになるんですね。そうすると、けがをした人ももちろんたいへん気の毒な人なんですけれども、なくなった方も発生件数が四十二件で受理件数が二十八件、十四件まだないわけですね。ということ、十四件のはまだ届け出が済んでないということですか。

○説明員(鎌田要人君) この調査を締め切りましたのがたしか二月末日だったと思います。その二月末日までの時点においてはまだ請求がなかったと、こういうことであらうと思います。

○原田立君 六ページのところに処理件数、死者七件、それから四千四百三十四件、未処理件数が十一件と五百十件、こうあるんですけれども、この未処理件数はまだいまの御説明のような届け出がなくて未処理件数なのか、それとも認定がむ

ずかしくて長期にわたっているもので、まだ未処理になつていないのか、その点どうなんですか。

○説明員(鎌田要人君) 受理件数の中で未処理のものでございます。四千九百四十四件の中で処理をしたものが四千四百三十四件、まだ受理はしたけれども処理をしておらないものが五百十件、合わせてこの受理件数四千九百四十四件ということでございます。

○原田立君 それはわかるんですよ、そのとおりなんだから。だから、未処理の、おくられている死者十一件と五百十というの、認定がむずかしくて長期にわたっているのか、それとも、届け出がおくれているんですか、その点はどうですかと聞いています。

○説明員(鎌田要人君) 災害が発生いたしましたからの、認定を一番おしるまで大体一件当たりの平均日数を一番おしるまで大体一件当たりの平均日数を、大体三十日、一月ぐらいかかるようにございます。それで、そういう点で来たものから順番に片づけていった、その自然のズレ込みではないかと思ひます。認定がむずかしいからおくれているというの、私も基金のほうから聞いた範囲では、そういう事実はいまのところはないようにございます。

○原田立君 同じ資料の十六ページのところに、法施行前と法施行後の「災害発生日から認定日まで的一件当りの平均日数」というようなのが出ていて、全部では法施行前は三十八日間であったが、法施行後は三十日である。これを施行して早くなったということなんですか。ところで、青森は、法施行前は十五日だったのが、施行後は二十七日かかっている。新潟は、十九日間であったのが三十八日間かかっている。それから香川は、三十二日間であったのが四十三日間かかっている。熊本は、十九日間であったのが四十四日間だ。それぞれ倍くらい延びているんですね。これはどういうわけなんですか。

○説明員(鎌田要人君) 個々の事例について詳しく調べたわけではございませんが、支部を全部つ

くらしただけでございます。従来でございますという、大都市以外の市町村も、それぞれの市町村が処理をいたしておたわけでございますが、新制度のもとにおきましては、六大都市以外の市町村、これも府県の支部がそれを処理する、こういうことで、制度のたてまえを変えた分でございますので、その支部の組織状況がはかばかしく受任にひまどつた、こういった理由がこれらの県の中にはあるようにございます。

○原田立君 そう簡単に言いますけれども、新潟は倍かかっているんですよ。十九日が三十八日。熊本の十九日が四十四日ですよ。倍ですよ。どうもあまり納得しがたい。

○説明員(鎌田要人君) 不勉強で申しわけございませんが、この御指摘になりました件につきましては、特殊事情があるのではないかと思われますので、調査をいたしまして御報告いたします。

○原田立君 地方公務員の福祉増進の意味におけるその一環の災害補償についての取り扱いをやっているのではありませんか、ちょっと別な問題で、委員会、恩給のほうですが、物価が五%上がればスライド制つくるというような当委員会が附帯決議をつけたことがあるのですけれども、それはどういうふうな検討されておられるのですか。

○説明員(鎌田要人君) これは、御案内のとおり、スライド条項の問題になっておりますのは、いわゆる公的年金制度、それから恩給、それからこの災害補償、こういうものについてそれぞれスライド条項の問題があるわけでございます。

それで、恩給につきましてはただいま御指摘になりましたような決議が出たわけでございます。現在、現行の公的年金制度連綿調整会議というもので関係各省の担当者が集まって検討を重ねておるわけでございます。まあ、考え方の基本といたしましては、御案内のとおり、賃金スライドでいくか、物価スライドでいくか、これがやはり基本になるだろうと思ひます。それから、物価スライドなり賃金スライドでいく場合のその率の

問題というのがその次の問題になります。第三の問題といたしましては、やはり費用負担の問題でございます。これが恩給ではあつた形で決議が出たわけでございますが、私も、現在問題の検討中でございますけれども、公的年金の問題、それから災害補償の問題、統一的にはやはり解決をされざるを得ないだろうと思ひます。いまして、現在なお私もせつ々しく努力中でございますので、もうしばらく時間をかけていただきたいと思ひ次第でございます。

○原田立君 大臣、あなたも忙しくて出たり入ったりしておりますから話がわからなかつたろうと思ひますが、災害補償のことについて今度の提案されているのが「相当な程度に制限される」というところでござつていふような規定によつて今後混乱の起こるようなことがあつてはならない、そのために確としたひとつお考えをお聞きしたいと思ひます。それといたしまして、恩給のほうで当委員会が付帯決議をつけたらあるいは答申も出ておりますし、その点の今後の見通しですね、どういふふうになつておるか、二つをお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) 先ほどからたいへん骨を折つて問題を煮詰めようとしておりますが、なかなか煮詰められないようでございますが、実際に「労働が相当程度制限される」ということと「軽易な労働に服す」ということは、これはちよつとどう議論してもことばの上では私は判断はできません。これはこの立法の趣旨から考えまして、やっぱり働いている人たちが思ふ事故のために働けなくなるということ、これを保護しようということがたてまえでございますので、審査会の判定を下す方々も、どつちかという、まあ自分量で申しますか、そういう感じできめていくよりしかたないじゃないか。しかも、七級までは年金になつていて、それより級が下がりますと一時金というわけですが、一時金でやるのが百

四十日、その上はないわけですから、今度九級にこれを入れると、精神障害の場合では三百五十日の手当が出るようになりますので、やはりこれは気の毒だというように感じる方がおきめになるというところで考えるよりしかたない。こういうことはニュアンスというものは、なかなかどこまでという限界はきめにくいと思いますので、私はそういうもので判断されるべきものと思ふ。まあ簡単に言えば、そうむずかしく三百五十日を値切つて百四十日にしたというわけでもないわけですから、まあ、どつちかと言うと、あたたかい気持ちで裁定するということが望ましいと思ふ。

年金のスライド制の問題ですけれども、まだいまの段階では検討をしておるということを事務当局は言つておられるわけですが、これもやっぱり同じこととして、その金額的に大きなものでもありませんし、こういった問題はできるだけあたたかい配慮が必要であると思ふので、そういった考え方で、スライドに關しまして、その配慮につきましては、先ほど申しましたとおりですけれども、やはりこの公的年金のためのこういったものを検討する公的年金制度連絡調整会議というものがあつたので、その面でも十分検討しまして、来年度一ぱいにはきめると、こういう方針でございます。

○鈴木壽君 いま大臣から、この災害補償の今後の運用の面で非常にあたたかいことがありまして、実は私もその点についてお尋ねをし、御見解を伺つておきたいと思つておつたことなんです。まあ、ついでですけれども、いまの件についてもうちょっとお伺いしておきたいと思ふんです。その災害の程度によつてこの級へそれこそランクするということになると、なかなかこれはいろいろ問題があるんです。この法律が出ない前の災害補償の場合においても、問題になるのは主としてその点ですね。いままで、そういうことで職員の間から一番大きな不満は、もつとその上のランクで処理してくれてもよかったんじゃないかというところだつたと思ふんですが、いまの大臣のお話で、先ほど申しましたように、非常にあたたかい気持ちでやつていただけたということと、ごさいましたので安心してはいますが、やっぱりこの点は公務に伴う災害の補償ということですから、できるだけ思いやりのある処理をしてあげなければいけないというので、その点ひとつ、お答えを求めますが、先ほどお話があつたようなことでひとつやつていただくように十分な御指導をお願いしたいと思ふます。と同時に、いま一つは、先ほど原田委員のほうから、事件の発生から認定までの日数のことでお尋ねがありました。これは全体から言えば縮まつておるようでありまして、中にはかえつて多くなつて、これは統計の取り方も大ざつぱなやり方なのかもしれないが、いづれそういう点についても十分やつていただきたいと思ふます。従来、こういうことと、それから、いまの認定の問題についてのめんどうな、そうしていつまでたつてもはつきりしないというふうなことから、当然災害補償として処理されるべきものが、そんなものをいつまで待つてもしょうがないじゃないかということから、たとえば健保とか共済とか、そちらのほうで処理してしまふという例がずいぶんあつたと思ふます。今度こそはそういうことがないように、ひとつ処理についての認定までの期日なんかに ついてもできるだけ縮めて、そうして先ほど言つたように、あたたかい気持ちでもつて、ひとつ公務員のためにできるだけの措置をしてあげるといふことでやつていただきたいと思ふのでありますが、その点についてひとつ大臣の御見解を承りたいと思ふます。

ないかということだつたと思ふんですが、いまの大臣のお話で、先ほど申しましたように、非常にあたたかい気持ちでやつていただけたということと、ごさいましたので安心してはいますが、やっぱりこの点は公務に伴う災害の補償ということですから、できるだけ思いやりのある処理をしてあげなければいけないというので、その点ひとつ、お答えを求めませんが、先ほどお話があつたようなことでひとつやつていただくように十分な御指導をお願いしたいと思ふます。と同時に、いま一つは、先ほど原田委員のほうから、事件の発生から認定までの日数のことでお尋ねがありました。これは全体から言えば縮まつておるようでありまして、中にはかえつて多くなつて、これは統計の取り方も大ざつぱなやり方なのかもしれないが、いづれそういう点についても十分やつていただきたいと思ふます。従来、こういうことと、それから、いまの認定の問題についてのめんどうな、そうしていつまでたつてもはつきりしないというふうなことから、当然災害補償として処理されるべきものが、そんなものをいつまで待つてもしょうがないじゃないかということから、たとえば健保とか共済とか、そちらのほうで処理してしまふという例がずいぶんあつたと思ふます。今度こそはそういうことがないように、ひとつ処理についての認定までの期日なんかに ついてもできるだけ縮めて、そうして先ほど言つたように、あたたかい気持ちでもつて、ひとつ公務員のためにできるだけの措置をしてあげるといふことでやつていただきたいと思ふのでありますが、その点についてひとつ大臣の御見解を承りたいと思ふます。

○国務大臣(赤澤正道君) もちろん鈴木さんのおっしゃるのとおりで、そういう心がまえで指導をしていきたいと考えておりますし、それから、異議の申し立て件数も、いまちょっと見ましたところ、一万分の二とか三とかということになつておるわけですね。ですから私は、やっぱりこういう問題はおっしゃるのとおり手つとり早く裁定をいたしまして、それから、こういう障害の場合、えてして事後重症と申しますか、よく傷病軍人もあつたといふような故障が起つてまいりまして、むろん少しでも受け取りが多いほうがいいから、段階の、級のグレードを変えてくれというふうなことをよく言つてこられます。そのために医者の診断を必要とするわけですが、あとで救済の道もあるわけですし、ことに、こういう精神障害などの場合は、どんな事故が起つてこないでもない。そういう際には救済の方法をまた考えなきやならぬから、最初は手つとり早く裁定を下すことが非常に大切だと考えておりますので、そういう心がけで処理いたしたいと考えております。

○鈴木壽君 それからこまかいようなことですから大臣でなくてけつこうですが、このいただいた資料を見ますと、発生件数、受理件数と、こういうふうなのでありますが、見ると、東京都が非常に多いんですね。非常に多いと言つたことは少し悪いが、ほかのほうと比べてみて、東京都は確かに人口も多いしということはおわかりいただけます。件数がかつた多くなつていふことが見えるんですが、たとえばこの表の七、八の教育職員とかなんとかということはないこととあります。警察の場合、それから消防、それから教員はあまり大きいとは言えないにしても、他から比べると電気・ガス・水道事業職員、運輸、清掃関係の職員、こういうふうなものをずっと見ますと、東京は他と比べて飛び抜けて多いというふうに見えると思ふ。何かこれは他と違つた状況があるのをごさいましょうか。どういふふうにごらんになっておりますか。

て、職員数というものである程度比例する面が出て、それにプラスして特異な県、具体的に言いますと千葉県、長崎県といったところがこの中にでてきているわけですが、どうしても警察の場合でございまして、事柄の性質上、この資料におきましては、東京都に集中しておるということが明らかかと思ふわけでございまして。

○鈴木壽君 私言ふのは、警察だけじゃない。警察は千葉とかその他多いところもありまして、ある程度わからないでもないが、こういうのかなというふうに思ふます。私、それ言うのじゃなくて、消防、それから運輸事業、それから清掃関係、こういうのは確かに清掃事業なりあるいは運輸関係の仕事、これは他の都市と比べられないほどの規模なり仕事なりを持っておるだろうと思ふますが、それにしても災害が少しはかと比べて多過ぎはしないかという感じをこの表から見たわけですがね。そこら辺、したがって、どういふふうにごらんになつておるか。これはあなたの方直接、あるいは基金のほうでどういふ分析をしておるかかわかりませんが、ちょっとまあそういう感じもしましたものですからね。そこでひとつ、これは東京都に対して、これをあしざまに言うとかなんとかいふ気持ちじゃありませんが、何か労働主として現業的なことすわね。こういうことの安全とか、よく労働基準法に言う安全、あるいはその衛生規則、こういうことに對してのふだんの、何といひますか、順守のしかたなり点検なんというものが足りないんじゃないだろうか、こういうふうにも思ふのですが、これは全く私の、いまだだこれを見ての感じなんです。さうだとしますと、これは単に東京都だけでなしに、こういう現業的なこと、これは中には危険を伴うものもあるのではありませんか、そういうものに對する、ひとつ労働基準法に言う安全、あるいは衛生規則の順守というふうなことに對して、あまりこれは労働省なり基準局あたりでは、地方公共団体とかにかつては目を光らせていません

○説明員(鎌田要人君) やはり御指摘になりましたように、警察、消防、ずつと目の子で見まして七百件余りでございまして。発生件数の七割が一応警察、消防というところでございまして。やはり東京都の特殊事情というものがこれから読み取れるかと思ふわけでございまして。この数字を見まして私ども気がつきますのは、大体人口数、したがって

ね、実際は。だから、そういう面、あるいは自治省としてもそういうことに對して何かもつとあつてほしいというふうな思ふのですが、どうでしょうか。いかがですか、その点は。

○政府委員(長野士郎君) 先生の御指摘は、確かにそういう感じがいたしますが、私もこれ見ておきまして、ずっと見ておりますと、義務教育とかそういうものを除きまして、警察は五百五十二件でございますが、たとえば大阪の場合は二百二十六件でございます。そういう関係から言いますと、東京と大阪の規模から言いますと、そのぐらいの一個のところがずっとあるんじゃないか。ただ、消防につきましては、確かに東京だけが飛び抜けて事故発生率が多い。これは火災とか、そういう事情をこれは一べん確かに調べてみなければなりません、先生御指摘のようなことがあるのではないかと感じがいたします。それから電気、ガス、水道になりますと、これも大阪の関係で見ますと倍、これも大体規模から言いますと、そのぐらいなところをいくんじやないかという感じが実はあるわけでございます。それから、運輸という関係はこれはちょっと私よくわかりません。清掃になりますと、やはりこれは比較いたしますと多少多いのでございますが、まあまあ、この東京の大きな規模から申しますと、大体わかるような感じもいたすわけでありまして、そうやってみますと、運輸関係と消防の関係、この辺について特殊な状況の事故発生があつたかどうか、あるいはおっしゃいますような衛生とか安全の職務環境なりなんの指導なり措置なりが十分であるかないかという点、多少おっしゃいますような点があるかもしれません。これにつきましては私もどうももう一べん再度調査をいたしたいと思いますが、これはぜひとも改善をはかるといふことについて努力はしなければならぬと思ひます。ただ、ほかのものでございまして、大体規模なり大ききからいまして非常に大きな団体でございますので、大体わかるような感じも実はいた

すのでございます。なお、しかし御指摘もございまして、さような事情につきまして十分調査を遂げまして、措置する必要がある措置したいと思ひます。

○鈴木壽君 別に私は東京だけが飛び抜けて大きいからどうのこうのと、こう言うつもりじゃなく、この表から見ても、感じとしては、一応私が先ほど申し上げたような感じを持たざるを得なかったのですが、と同時に、他の都市の場合でもかなり運輸もありまして、この下のほうに六大都市のやつがありますが、こういうことから言つて、私、それからもう一歩進んでいって、こういう仕事のいわば労務管理なり、作業のあり方なりというところについての日常の注意といふことが、あるいは注意義務といふことが、そういうことがどうも足りないのじやないかという感じがしたものであります。それから、それを御ねしたわけでありまして、何かこの法律とは一応関係がないようでありまして、何かこの面でもむしろ公務災害補償を補償しなくてもいいような体制で公務員が働けることとすれば一番いいことですから、そういう面では大事なことじやないかと思ひます。それから、ひとつそこそこはけしからぬといふことじやなしに、全般の問題として今後注意して、また御指導なりそういうものがあつてほしいと思ひますから、それを申し上げておきたい。

いま一つ、災害なんか起つた場合の、一応申請といふか申し出があつて処理されるわけないでありますが、こういうことに対して、いま私前段で言つたようなことと関連して、二度と同じようなあやまちを犯さないように、災害が起らないようにという意味を含めて、十分ほんとうの意味での事故の究明対策、こういうものが私は必要じやないだろうか。処理してしまえばそれきりだ、こういうことじやなしに、やはり起つた事故なり災害というものを、今後のそれに備えて、十分原因の究明と同時に、言えは再び起らないようなことにするためのいろいろな予防的なことが考えられなければいけませんから、そういう

面でひとつ地方団体を御指導をしていくべきだと思ひますが、よろしうございましょうか、その点。

○政府委員(長野士郎君) そういうことで、おっしゃいましたようなことで、私もぜひこの事故防止に努力するといふことでは全く同感でございますので、そういう指導をぜひしていただきたいと思います。

それから、地方団体でも、この事故発生件数と先ほど受理件数の違いといふのがお話がございまして、これはもう人事管理上の一番大きな問題でございますので、どこの地方団体におきましても事故発生について所屬長が必ず責任者として人事管理上の責任問題といふものもございまして、報告をする。その報告が事故発生件数で一番早く出てくるわけでございます、その事故の発生状況なり原因なりといふものはそのつど究明をするといふわけでございます。そういう意味でこの発生件数が非常に多いが、まだ公務災害補償のほうの受理との差があるといふような例も出てきておるわけでございます。なお、そういう点につきましては、御指摘のような方向で努力をいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 前回、私非常勤職員の災害補償の問題で若干お尋ねをしておきましたが、きょういただいた資料に、地方団体でつくる条例の案、それから指導の通達の内容等についてお示しをいたしたわけなんです、あれでしようか、各地方団体の条例をつくって、もうほとんどの市町村でこれが実施されるような状況になっておりますが、この示された条例案、こういうものに準じてうまくすべり出しておるのかどうか、そこら辺、どういふふうにごらんになっておられるのですか。

○説明員(鎌田要人君) まず、条例の制定状況は、午前中も申し上げたとおりでございますが、これらの団体の条例の内容は、準則どおりのものでつくっておるようでございます。その実施状況といたしましては、まだ私も把握いたしており

ません。現在調査中でございますので、その結果を待つて御報告申し上げたいと思ひます。

○鈴木壽君 特にせんたつてもお聞きをしたのでありますが、いわゆる非常勤職員の範囲、それからその補償の場合の、何といふか、基礎額等の定め方ですね、これは各団体非常勤なまぢまの形になつておる状態ですから、きちんと一斉にということとはなかなかむずかしいといふことは私も承知しておりますが、それにしても、少なくともこの条例の準則に示されたようなこと、あるいは法でねらつておるこういうことだけは、ひとつ全部の団体の公務災害補償で非常勤といへども適用になるのだといふようなことではないといふことと思ひますから、そういう点、ひとつ今後各団体ごとのについても十分な調査と御指導を願ひたいものだと思ひます。

このいただいた資料に、繰り返すようでありまして、最後の資料を見ますと、未制定の市町村の数が三百九十二とありますが、これはしかし「三月中に制定を予定している市町村は三百五十八である」、こうありますから、実際四月の今日になつてみると、四十足らずがまだ未制定だといふふうに思ふのですが、どうでしょうか、その点。

○説明員(鎌田要人君) そのとおりでございます。差し引き三十四のものがこの年度を越して今月にずれ込んでおると思ひます。これらの実情につきましても、私もやはりいまも御質問を伺つておりながら考えておつたのでございまして、この非常勤の職員の共済制度の運用状況について、やはりこれだけの目的で一べん適当な形での打ち合わせ会を持ちたいと思つております。

○鈴木壽君 それから、せんたつてもちやつとお聞きしました市町村会議員のあの問題、何かあつておられるようなことございせんか。

○説明員(鎌田要人君) 前回この席で局長から答弁申し上げましたこととその後進展はないようでございます。内容といたしましては、いわゆる資

金の集中管理といいますが、資金の管理ということとを目的にしたものを作りたい、こういうことで全国町村議長会が検討中のようでございます。

○鈴木壽君 この場合、目的は資金の集中管理なりというふうなものであるにしても、いざれにしても、何か全国的なものを一つ作りたいと、そして資金の運用面なり、あるいはお互いに共済し合うという形であるということ、考え方わからぬでもないんですが、この場合、そういうものをつくった場合に、自治大臣の認可を得て発足したいということをおっしゃるんですが、これは一体、自治大臣の認可へ持ってきた場合に、自治大臣の認可にかかわらぬことであるというふうに考えてやるつもりなのかどうか、そこら辺どうですか。これはまだ出てこないことを私先に読んで言うようでは恐縮ですが。

○政府委員(長野士郎君) いまのような全国的な団体をどういう形で、資金のプールというときにでも考えておられますが、まだ詳細は知りませんが、おそれるそれは自治大臣の認可ということをおっしゃるんですが、公益法人としてつくるといふ考え方を持っておられるかと思ひます。公益法人といいたします場合には、財団法人——基金でございますから一種の財団法人的なものとして考えておられるのではないだろうか。そういうことになりますと、地方自治関係の公益法人の設立につきましては主務官庁は自治省ということになっておりますので、公益法人と言ひ限れば、自治大臣の認可が必要だ、こういうことで考えておられるのじゃないだろうかと思ひます。

○鈴木壽君 私、聞いていることをさっきもちよつと触れましたように、あれじゃけしからぬじゃないかというふうなこともないんですから、それは資金を一本化したようなことをしたり、共済をみんなやるというふうな形であることも考え方としてはこれはあり得ると思うんですが、それはそれとして、いいんだが、ただ、はてな、自分たちがそういうふうなことを考えてやる、それ

を公益法人だからといって自治大臣のところへ持ってきたというふうな考え方について私ちょつとまだひつかかるところはあるんですよ。そこで、こういうことをもう一度お聞きします。私これを聞いたのは、この前にも申し上げたように、「町村自治旬報」というものに載っておる。それで初めて知ったんです。まだ、これを読んでおる以外には何も知りませんから。ただこれの中に、「町村議会議員の公務災害補償責任を共済する」「財団法人町村議会議員公務災害補償組合」を設立すると、そしてその共済を四月一日から実施するように準備を進めていると、そしてもう一つ別のところに、「各都道府県の補償責任を共済(資金のプール)する機関として全国会に——これは全国的にという意味でしようかな——「財団法人町村議会議員公務災害補償組合(仮称)」を、自治大臣の認可を得て、四十三年四月一日から発足させる」と、これについては「中央において、自治省当局の協力を得て、鋭意その組織運営の制度化の準備を進めるとともに」云々と、こういうことが書いてあるものだから、あなた方知らないというところは少しおかしいのじゃないかと、こう思わざるを得ないのですよ。

それから、これは順序が違つたようなことになって、あるいは初めてお聞きになる方は理解しにくいかもしれないが、各都道府県の補償責任を共済する機関として全国的なものをつくるといふことの前に、町村にかわりその補償の実施機関として町村議会議員公務災害補償組合というものを都道府県ごとにつくる、これは自由でしょう。この段階まではやつて差しつかえないと思うのですが、そうして、いま言ったように、全国的な連合会をつくる、それが自治大臣の認可を得て、というところで、ここら辺がちょっと何か独走的なような感じがする。しかし、それが「自治省当局の協力を得て」というあるものだからせんだったから知らぬということはおかしいじゃないかという感じを持っていました、ほんとうに御存じないですか。

○政府委員(長野士郎君) お話がございましたように、町村議会議員の公務災害の関係を府県単位に統一してつくる、そのためには、市町村の一部事務組合と申しますか、そういう形で府県単位に作るというところは、これはいまのこの資料の中にも相当あるようでございます。そういうことはもちろん法律的に可能でございます。

それから、全国的な公益法人をつくるといういますのは、その公益法人が公務災害の責任をすべて地方団体にかわつて議員に関して処理してしまふ、これはできないわけではございません、法律上そういう力を与えておられますので、これはもうできないわけではございません、できる内容としては、その資金的な相互共済といひますか、いまそこでお読み上げになりました、そういうことを通じて全国的な関係を調整したいという意味だろつと思つてございします。私どものところでは、その具体的な内容について話を聞いておるわけではございしませんので、十分詳細なことは知らないというところを申し上げておるのでございします。そういう点で事務的にどういふ内容の定款とか組織を考えたらいだらうかというふうなことで、給与課の担当官のところ意見を集めたりしていろいろなことは、これはあるようでございます。それから、そういうことで何か全国的な公益法人をつくりたいのだという話はもちろん聞いておりますけれども、内容についてしつかりしたものができて、それが自治大臣のほうに提出されているというふうな段階ではございせんので、中身の詳細がわからないということをおし上げておるわけでございます。しかし、想像いたしますと、法律上の公務災害補償を地方団体がかわつて認定したり給付したりすることは、これはできるはずのものでございせんので、資金的にプールを考え、そのプールを通じて、実質上、地方団体間といひますか、府県の組合を支部的に扱いますのでございませうか、そういうことで公務災害補償の技術的な調整なり連絡をはかつて、統一的な運営ができるようにしたいと、こういうこ

とではないであらうかというふうに想像いたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 何か資金のプールということ、これはさっきも言ったように、考えようによつてはほしいという、そういう気持ちもわからないわけじゃありませんが、それがなければ十分な公務災害補償が行なわれないというほどのことでもないと思うのです、私は。これは個々の市町村だけでやるというふうな場合にはともかく、少なくとも県段階で事務組合の形でやりますから、そういう中では十分やつていけるだらうと思つてございします。さらに今度それを全国的なものを持つてきて、ここで資金のプール、補償責任を共済すると、こういうふうなかつこうに持つていく必要性までは私はどうだらうかなというふうに思ひ、そう思うのに、しかも、一方ではもう四月一日から発足させるんだ、自治省でも協力してもらつて準備を進めているんだと、こうあつたものだから、はてな、これは自治省としてはこういうものの指導といふものにどういふふうな考え方を持つておられるのかというふうな思つたのです。あなた方をいま何を知っているからけしからぬとか、知らないからいけなとか、そういう意味ではなしに、私、ちよつと動きそのものが納得できないものがあつたものだからお聞きしたのでありますが、そうしますと、あなたのほうじゃ、具体的なものについてはまだ相談もなければ、内容等についてのそういう意思表示もしておらぬと、それから、自治大臣の認可を受けるというふうなことにいつての動きについての確かなことはまだわからぬと、こういうことなんですか。

○政府委員(長野士郎君) 大体そういうことでございまして、もし出てくるようございしたならば、その趣旨、目的、それについても検討いたしまして処理をしなければならぬだろうとは思ひます。

○鈴木壽君 これはおそろしく出すでせうね。こ

出した場合の処理について実はちょっと私注文が出た場合の処理について実はちょっと私注文があるんだが、しかし、それはあとだ。あまりこういうところであれをしてもいけないかもしれないな。ちょっと私、考え方で少しおかしいんじゃないかと思ったのですからね。まあそれは、じゃあこれで終わることにします。

で、一つ大臣に、せんだつて私、警察の災害補償のことで言ったら、おまえの言うことはよくわからぬというようなお話でございましたが、私の言うのは、ここでもう一度申し上げて、どうかと

いう御見解を承りたいと思います。「警察職員の災害件数調」というのをいただいておりますが、これによって見ますと、勤務している都県内での件数、それから都県外での件数と、こういうふうになって、福岡の場合十七人が福岡県外での件数になっておるんであります。これはちょっとわかりにくいふうになっているのか、これはちょっとわかりませんが、もしたとえば佐世保へ動員された警官があそこでのそれではないかというふうにもちょっと思うのですが、それはどうでしょう、そこまでのお調べはありますかどうか。

○政府委員(長野士郎君) お手元一枚紙の横になりましたのをお配りしておると思いますが、これは資料のとり方がもう少し最近のものがとれないかと思いましたが、こういう区分けとしては二月末日現在までしか整理できてないということでした。これ、上のほうに四三年四月と書いてございますが、実質上では、注に書いてありますように、二月末日現在の資料でございます。「関東および九州各都県での警察職員の災害件数調」というのがそれでございますが、これで、関東地方におきましてはこの二月末日現在までには勤務都県外での件数はあらわれていないようでございます。九州地方と関東地方と両方調査して整理したのでございますが、福岡県の場合の七十六件の受理件数のうち、五十九件と十七件、勤務都県外での十七件というのは、私どもの調査しました限りにおきましては、これは佐世保事件に関係があるようでございます。それから鹿児島

県の一件というものは、これは他県へ出張してある途上の公務災害であるということのようでございまして、いままでつかめました資料は、二月末日現在ではこういう状況でございます。したがいまして、今後、佐世保の事件でございますとか、あるいは成田等の関係の事件の中から公務災害のケースはだいふ出てくることが予想されます。これは、そういう意味で、今後出てまいりますものには、他県で災害を受けたという例としてこの中に出てくるだろうと思っております。

○鈴木露君　そこで大臣、私、せんだつて言ったことは、まあ、ほかにあるとかないとかいうことを別にして、いま福岡の場合、佐世保のあれば、これはいまの警察のほうのたてまえからすれば、何々といふかね、協力、応援を求められて出ていったということになるでしょうね。そこで、それはまあそれとしていいが、しかし実際は、これはその警察署あたりで、佐世保というあの何か起るであろうといふことを予想してそれに対処する対策として、これは全国的に、福岡県だけでなく、九州の長崎の近県なり、いわば動員された

かつこうですわね、實際は。そこで、私はそういうことを何のかんのと語りわけじゃないのです。が、そうした場合に公務災害で措置をしなければならぬということ、そうして、私は公務災害でやること、それはそれでいいと思います。ただその場合に、普通の、警官が自分の任地なりあるいは自分の所属する都道府県内にあって、普通の仕事で、普通の業務——普通の業務と言っちゃ悪いが——そういう中でやっている場合と、まあ、いわば非常事態に対処するために動員がけられて行った場合とでは事情がちよっと私達うと思うのですね。そこで、適用するのはけしからぬと私言うのじゃないのが、適用して公務災害でやっている補償のその金というものは、各都道府県で負担をしてプールされている金です。やるわけですね。しかし、それはそういう、少しことばはオーバーなようでありますけれども、非常事態というようなことをあまり予想しない通常の場合で

の勤務でのそれというような形でいろいろ考えた
その負担金になっておるのですが、そこで私
は、いわば大きな一つの国家的な立場から、これ
も言い方は少し悪いかもしれないけれども、要する
に、戦地にやらされたようなところでのけがなり
負傷なり、そういうものですから、国が何かの形
で基金のほうへ金をその分だけは出すべきじゃな
いか、こういうふうに思うんですが、そのほうが
筋が通ると思うんですが、その点はどうでしょ
う。それは、せんだって言ったら、そこまでこと
ばは十分言わなかったから、おまえの言うことは
わからぬぞということで、あと時間がなくなつ
て、あなたが出て行ってしまったからそのままに
しておきました、その点どうです。

○国務大臣(赤澤正道君) 普通、地方団体の職員が他の地域で公務災害を受けるということは、ほとんどないことだと思います。絶対なくはありませんけれども、まあ出張の機会ぐらいでして、用事があっても、よそへ行ってけがしたからといって、公務ではないわけですから、出張した人がたまたまということが主体になってくるの

は当然であります。ところが、警察官の場合は御案内のとおりに、警備しなければならぬ事案が全国的な規模で行なわれることになりましたので、最近全国至るところ問題の起くる場所へそれぞれ要請によって増派される場合が起こつてくることが予想される。最近は数回あったことは御案内のとおりでございます。しかし、結局は、法律は属人主義でございますので、結局、自分の籍のあるところで処理をすることになりますので、御指摘のとおりに、いまの段階では、これは十七名や十八名でありましたから、この基金には何ら大きな影響があるとは考えませんけれども、この数十倍、数百倍ということがかりにあった場合はどうなるかという御質問じゃないかと思うわけです。そういうことがあるということを想像したくはないですけれども、しかし、そういう事態が起こつてくれば、御指摘のように、属人主義と申しまして、その所属の地方団体の基金には限りが

金だけを上げるかというとなかなかそういうわけにもまゐりませんし、それはやはり、そういう事態は起こり得めと申しましても、絶対起こらぬといふことではありませんので、まあ検討しておかなければならぬ問題だと考えます。

Ｃ鈴木君 と言っていること、それから、聞きたいこと、何か佐世保とかどこかということ、全国のいわば動員されて行ったということです。これは形は、たとえば長崎県と福岡県、あるいは熊本県相互の協力とかなんとかいっても、それはそのとおりであっても、実質的には非常に違った場合だと思います。ですから、そういう場合で何か事件がああいうふうなことがあって災害があれば、繰り返して申し上げますように、いまの基金で、基金というか、いまの地方公務員災害法、これによってやらざるを得ませんから、それはそれと対していいのですが、しかし、実際の金という額が多いとか少ないとかいうことよりも、性質上非常な事態で、いわば国家意思が加わったようなことで動員されて行っているやつですから、別にやはり考えてやらなくて、これは基金としてもたいたしたことはないのじゃないか。五人、十人はいたいしたことじゃないのじゃないか、あるいは何万円というふうな程度は基金にまあ影響を及ぼさないのじゃないかというふうなことで済まさればいい性質のものだと思えますので、いまのおとせびのように、今後のことも考えながら、ひとつせび検討してもらいたいと思います。私まじめな気持ちで、佐世保でやったのはけしからぬとか、あそこには警官やったのはけしからぬとか、そういうことではなくして、災害補償をするという、そういうまじめな気持ちから、しかし、金は地方団体がみな持ち出している金でやっているのですから、そこにちょっと納得のできないものがあるのです。ぜひひとつ御検討願いたいと思いますが、重ねて、いかがでございますか。

○委員長（津島文治君） 次に、消防法及び消防組

のであります。その一は、ガス、危険物等の漏洩、流出等の事故により危険が急迫している場合

事業税及び住民税に青色申告事業専従者の安全給
与制適用に間する請願

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三一一号 昭和四十三年三月二十八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 北海道稚内市大黒町五丁目 横田

守外五十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三一二号 昭和四十三年三月二十八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二通）

請願者 北海道稚内市汐見町三丁目 田端

松夫外百三十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三一三号 昭和四十三年三月二十八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二通）

請願者 北海道稚内市緑町二丁目 木村日

吉外百二十一名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三一四号 昭和四十三年三月二十八日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（一通）

請願者 大分県中津市大字田尻七九五ノ三

野畑清子外千百九十名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三二五九号 昭和四十三年三月二十七日受理
社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員
の身分の地方自治体への移管に関する請願

請願者 山形県南陽市金山一、六六〇 菊

地光男外百九十二名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

昭和四十三年四月十五日印刷

昭和四十三年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局